

利用規約

—発注者・受注者共通—

本お庭の達人利用規約(以下「本規約」といいます。)には、一般社団法人ガーデンビジネス協会(以下「当会」といいます。)の提供するウェブサイト「お庭の達人」および公式アプリ「お庭の達人 PRO」のご利用にあたり、会員の皆様に遵守していただかなければならない事項および当会と会員の皆様との間の権利義務関係が定められております。ウェブサイト「お庭の達人」および公式アプリ「お庭の達人 PRO」を会員としてご利用になる方は、本規約に同意したとみなされます。なお、禁止事項に該当すると判断された場合は、退会・違約金請求などの措置をとる場合がありますので、必ず内容をご確認下さい。

総則

第1条 (用語の定義)

本規約において用いられる用語の意味は次のとおりです。

○ユーザー

本プラットフォームを利用する個人、法人または団体等をいい、会員であるか否かを問わず、本サイトを閲覧するのみの個人、法人または団体等も含まれます。

○会員

総則第8条(会員登録)に定める手続に従って、本サイト上で、本プラットフォームの会員となる手続を行い、当会から承認を受けた個人、法人または団体等をいいます。

○発注者

本サイトを通じて依頼をしようとする、またはこれらをした会員をいいます。

○受注者

本サイトを通じて発注者からの依頼を受けようとする、またはこれらを受けた会員をいいます。

○コンテンツ

当会またはユーザーが本プラットフォーム上に掲載・発信したすべての文章(発注者の依頼、受注者による依頼に対する見積もり提案・自動応募方式登録、総則第14条(口コミの信頼性や、投稿内容の修正・削除について)に定義する口コミを含みますがこれに限られません。)、施工事例、画像、動画、音声、音楽その他の情報をいいます。

○保存データ

ユーザーが本プラットフォームを利用したことで本サーバに送信および保存された一切のデータファイル等をいいます。

○本サイト

当会が運営するウェブサイト「お庭の達人」および公式アプリ「お庭の達人 PRO」をいいます。

○本サーバ

当会が本プラットフォームの提供のためにまたはこれに関連して使用するサーバをいいます。

○本プラットフォーム

当会が本サイトにおいて提供するサービスおよび機能等をいいます。

○サービス

受注者が発注者に対して提供するサービスの種類をいいます。

○チャット機能

本サイト上のチャットを含む機能一式をいいます。

○成約課金制

当会は、当会が別途「事業者向け共通ガイドライン」に定めるサービスについて、本規約の定めに従い成約時に受注者から成約手数料を徴収する料金制度により本プラットフォームを提供します。当該料金制度を、成約課金制といいます。

発注者は案件を立ち上げることで公募し、最大3社までの受注者に対し、見積りや提案を受けることができます。

○指名型サービス

成約課金制サービスのうち、発注者が公募することなく直接指名して受注者に案件の依頼をリクエストし、受注者が同リクエストを承諾することで契約成立とするサービスをいいます。

第2条（当会の位置づけ）

本サイトは、発注者と受注者の間におけるサービス提供に関する取引の成立のためのプラットフォームです。当会はこの取引の当事者として発注者からサービスの委託を受けるものではなく、また、受注者による発注者に対するサービスの提供には一切関与しません。受注者・発注者間のコミュニケーション、サービスの提供その他一切の取引は各会員の自己責任で行われることをご了承ください。

第3条（規約への同意および規約の変更）

1. 本規約は、ユーザーと当会間の本プラットフォームの利用に関わる一切の關係に適用されます。ユーザーは、本規約に同意をしたうえで、本規約の定めに従って本プラットフォームを利用しなければなりません。ユーザーは、本プラットフォームを利用することにより本規約に同意したものとみなされます。
2. ユーザーが未成年者である場合は、事前に親権者等法定代理人の包括的な同意を得たうえで本プラットフォームを利用してください。ユーザーが未成年者である場合は、親権者等の法定代理人の同意の有無に関して、当会から親権者等の法定代理人に対し、確認の連絡をする場合があります。
3. 当会は必要に応じ、随時本規約を変更できるものとします。当会は、本規約を変更した場合には、この変更が軽微なものや形式的なものである場合を除き、本サイト等を通じて会員に通知するものとします。この本規約の変更の効力は、当会が都度定める適用開始日から効力を生じるものとし、変更が効力を生じた後もユーザーが本プラットフォームの利用を継続した場合には、そのユーザーは、本規約の変更同意したものとみなされるものとします。

第4条（個別規程）

1. 当会は、本プラットフォームに関し、総則のほか、個別の規程やガイドライン（以下「個別規程」といいます。）を定めることがあります。個別規程も、名称の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとし、本プラットフォームを利用することにより本規約に同意したものとみなされます。
2. 総則の規定が前項の個別規程の規定と矛盾する場合には、個別規程において特段の定めがない限り、個別規程の規定が優先されるものとします。

第5条（サービスの知的財産権）

1. 本プラットフォームおよび本サイト上のコンテンツに関する著作権その他知的財産権は、当会または然るべき権利者に帰属します。当会およびユーザーは、本サイトに掲載・発信したコンテンツに関する著作権その他の権利を、本サイトへの掲載・発信の後も変わらず保持するものとします。
2. ユーザーは、コンテンツを本サイトに掲載・発信したときは、そのコンテンツを、日本の国内外を問わず、非独占的に、自由に使用（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、利用、表示、シェア、修正・編集、配信を含みます。）することができる権利（再実施許諾権を含みます。）を、当会に対して無償で許諾するものとします。また、この権利はユーザーの承諾なく移転可能なものとします。ユーザーは、当会および株式会社ガーデンメーカー、その他当会の指定する者に対して、コンテンツに関する著作人格権を行使しないものとします。
3. ユーザーは、本サイト上の文章、画像、動画、音声、音楽その他の情報、商標およびロゴマークならびにシステム内部のプログラム等を、本プラットフォームの利用のためにのみ利用することができるものとし、当会の事前承諾を得ずにこれ以外の目的に利用することはできません。また、ユーザーは、本プラットフォームにコンテンツを投稿するときは、このコンテンツに係る知的財産権その他の権利を自ら保有しており、また、これらのコンテンツが第三者の知的財産権その他の権利を侵害するものでないことを表明および保証します。

第6条（サービスの利用に関する責任）

1. ユーザーは、自らの意思によって本プラットフォームを利用するものとし、自身が本プラットフォームを利用することに関する全ての責任を負うものとします。また、ユーザーが本プラットフォームを利用して得た情報等については、ユーザー自らの責任および判断で利用するものとします。

2. 総則第2条（当会の位置づけ）に定めるとおり、当会はプラットフォームの提供者に過ぎません。そのため、当会は、発注者と受注者の間のサービスの内容や料金その他の条件に関する交渉、サービスの提供の委託および受託をすることについて最終決定、発注者から受注者への成約金額の支払い、損害賠償、その他受注者間で行われる取引に関する一切について直接関与するものではありません。受注者および発注者は、相互に、誠意および責任をもって取引等をするものとします。ただし、成約課金制サービスにおける成約金額の支払いにあたっては、**発注者向け個別規程 第3条（発注者による支払い）**、**受注者向け個別規程 第10条（成約課金制サービスに係る支払い）**の各条に従うものとします。

3. 受注者は、発注者からサービスの提供の対価として受領した成約金額等につき、法令にしたがった納税を行うことが必要である場合があることを了承するものとします。当会はプラットフォームの提供者であり、ユーザーが納付すべき税金を源泉徴収する義務を負

わず、ユーザーの納税について一切の責任を負いません。

第7条（誓約事項）

- ユーザーは、本プラットフォームを利用するにあたり、次のいずれかに該当する行為または該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
 - 本規約、法令等および公序良俗に違反する行為
 - 本規約および本プラットフォームの精神に照らして不適切な行為
 - 自分の情報を偽る行為、あるいは自分以外の人物を名乗る行為
 - 当会、他のユーザーその他の第三者の著作権、知的財産権、プライバシー権、肖像権その他権利および法律上の利益を侵害または侵害するおそれのある行為
 - 本プラットフォームを通じて取得した他のユーザーに関する情報をサービス提供の目的以外の目的のために利用する行為および第三者に提供・漏洩する行為
 - 他のユーザーその他の第三者に迷惑を与える行為その他精神的な苦痛を与える行為
 - 他のユーザーその他の第三者に対する冒とく、誹謗中傷、脅迫行為その他嫌がらせとみなされる行為
 - 他のユーザーを差別もしくは誹謗中傷し、または他のユーザーの名誉もしくは信用を毀損する行為
 - 性行為やわいせつな行為を目的とする行為および面識のない個人との出会いや交際を目的とする行為
 - 本プラットフォームの利用を通じて有害なデータを送信または保存等し、もしくは有害なコンピュータプログラム等を送信または保存等する行為
 - 本プラットフォームの機能利用制限を解除し、もしくは本サーバのアクセス制御機能を解除することならびにこれらに関する情報、機器またはソフトウェア等を流通させる行為
 - 通常の態様を超えて本サーバに負荷をかける行為またはそれを助長するような行為、その他本プラットフォームのウェブサイトまたは本サーバに攻撃を行う行為
 - 当会のウェブサイトに関連するシステムやソフトウェア、プロトコル等をリバースエンジニアリングや逆アセンブル等の手法により解読する行為、これらを改ざん、修正等する行為、及びこれらを複製、二次利用する行為
 - 本プラットフォームの利用を通じて虚偽の情報を入力、送信および流布等する行為
 - 本プラットフォームの運営または他のユーザーによる本プラットフォームの利用を妨害またはこれに支障をきたす行為
 - 本プラットフォームと同一もしくは類似し、または本プラットフォームと競合し、もしくは競合するおそれのあるサービスに他のユーザーを誘導することを目的とする行為
 - 当会に対して長時間の架電、同様の問い合わせの繰り返しを過度に行い、または義務や理由のないことを強要する等して、当会の業務に著しく支障を来す行為
 - 本プラットフォームの利用について当会の合理的な指示に対し正当な理由がなく応じない行為
- 当会は、ユーザーの行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断する場合、前項各号に該当し、該当するおそれのある行為に関連するデータを削除、修正、または閲覧不可とする等の当会が適切と判断する措置を講じることができるものとします。なお、ユーザーは本項が当会の監視義務を定めるものではないことを了承するものとします。
- 当会は、前項の措置を取ることが不可能または困難な場合、当該ユーザーに対し本条第1項各号に該当し、または該当するおそれのある行為に関連するデータの削除またはその他当会が判断する適切な措置を講じよう要請することができ、当該ユーザーは係る要請に応じるものとします。

第8条（会員登録）

- ユーザーは、本条に定める手続に従った会員としての登録（以下「会員登録」といいます。）を行い本プラットフォームの会員となることで、本プラットフォームのうち、会員登録を行った会員に対してのみ提供されるサービスおよび機能等（以下「本会員向けサービス」といいます。）をご利用いただくことができますようになります。
- 会員登録を希望するユーザー（以下「会員登録希望者」といいます）は、本規約を確認し同意の上で、当会所定の手続に従い、本サイトの会員登録ページを通じて必要な情報の入力および手続を行ってください。会員登録は必ず本人が行うものとし、また、会員登録の際は、必ず正確な情報を入力してください。また、未成年者が会員登録をする場合は、あらかじめ親権者等の法定代理人の承諾を得ていただくようお願いいたします。
- 当会は、ユーザーに本プラットフォームを安全にご利用いただけるよう、ご入力いただいた情報をもとに必要な利用審査を行うことがあります。当会は、会員登録希望者が次の事項のいずれかに該当すると判断した場合、会員登録を承認しない場合があります。その場合であっても、当会は会員登録希望者に対して会員登録を承認しない理由を開示する義務を負わないものとします。
 - 会員登録希望者が実在しない場合
 - 法人または団体等である会員登録希望者について、その法人または団体等のために会員登録手続を行う自然人に、その法人または団体等を代表する正当な権限がない場合
 - 過去に本プラットフォームまたは本規約に違反したことがある場合

- D. 未成年者であり、かつ親権者等の法定代理人の同意を得ていない場合
 - E. 会員登録希望者が既に会員として登録されている場合
 - F. 会員登録手続においてご入力いただいた内容に虚偽または誤りがある場合
 - G. 会員登録手続においてご入力いただいた電子メールアドレス宛に当会が送信した電子メールが届かなかった場合
 - H. 前各号の他、当会が別途定める基準に抵触する場合
4. 当会は、本プラットフォームの技術上または運営上の理由により、会員登録を受け付けることが困難な場合は、当該事態が解消するまで会員登録の受付を中断することがあります。
5. 会員として本プラットフォームを利用することのできる権利は、当該会員に一身専属的に帰属します。会員は、会員としての地位および権利義務を当会の事前承諾なく一部でも第三者に譲渡または貸与等してはなりません。
6. 会員登録希望者は、会員登録に際して、以下の事項を表明および保証するものとします。
- A. 第3項各号に定める事項に該当しないこと
 - B. 自らが、(①)(a)暴力団員等、(b)暴力団員等を業務に従事させ、もしくは業務の補助役として使用するおそれのある者、(c)暴力団員等を役員とする法人、(d)その他暴力団もしくは暴力団員等の影響下にあると認められる者、(②)暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人、もしくは公序良俗等に反する行為を行う団体またはそれらの関係者のいずれかに該当する者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - C. 自らと反社会的勢力との間に過去・現在または直接・間接を問わず、取引、金銭の支払い、便益の供与その他一切の関係または交流がないこと

第9条（会員登録情報等の変更）

会員は、会員登録の際に入力した情報または本プラットフォームを利用して登録した情報に変更が生じた場合、当会が会員それぞれにご提供するウェブページ及びアプリページ（以下「マイページ」といいます。）を通じて変更可能なものはマイページを通じて変更手続をするものとし、マイページでは変更できない情報については当会に対し当会の定めるところにより変更の届出をするものとします。

第10条（認証情報の管理）

1. 会員は、認証情報（当会が会員に発行するパスワードおよびアカウントを総称していいます）を用いて本サイトにログインすることで、本会員向けサービスを利用することができます。
2. 会員は、認証情報の使用および管理についての一切の責任を負うものとします。会員は、第三者に認証情報を開示し利用させ、または共有、貸与、譲渡等をしてはならないものとし、会員の認証情報の管理不十分、使用上の過誤または認証情報の紛失等により会員または第三者が損害等を被ったとしても、当会は一切の責任を負うものではありません。
3. 当会は、会員が総則第13条（成約課金制に係る誓約事項）第1項から第6項の各項に違反した場合または違反したと当会が判断した場合、直ちに当該会員の認証情報の使用を停止することができるものとします。

第11条（本人確認サービスおよび資格情報確認サービス）

1. 受注者は、本プラットフォームの利用に先立って、以下に定める確認を行うものとします。
 - A. その会員から本サイトを通じて当会に登録される、個人の会員については運転免許証、健康保険証その他当会の別途定める書類、法人または団体等の会員については上記、もしくは履歴事項全部証明書その他当会の別途定める書類の記載が、その会員について当会に登録される情報に合致することの確認（以下「本人確認」といいます）
 - B. 受注者がサービス提供の際に必要な資格がある場合、本サイトを通じて当会に登録される資格情報が、その会員について当会に登録される情報に合致すること等の確認（以下「資格情報確認」といいます）
2. 受注者は、前項に定める本人確認および資格情報確認において、前項の定めに従い当会に提供した資料が正確かつ最新のものであり、偽造、変造されたものではなく、また誤解を与える内容を含むものでないことを表明および保証するものとします。
3. 当会は、本人確認および資格情報確認を受けた会員について、当該会員が本人確認および資格情報確認を受けたものであることを、本サイトにおいて表示することができるものとします。もっとも、本人確認および資格情報確認において、当会は、あくまで提供を受けた書類または資格情報と登録情報との合致を確認するにとどまります。当会は、本人確認または資格情報確認が行われたユーザーであっても、その存在、責任能力、提案にかかる業務遂行能力、会員連絡先情報の正確性、その他の能力の有無等を一切保証せず、これらに起因または関連して一切責任を負わないものとします。

第12条（サービス提供契約の締結等）

発注者が、当会所定の方法により案件登録を行うことで受注者からの見積もり提案の採用を決定したとき、発注者と受注者の間にサービス提供契約が成立するものとします。当該登録がなされない場合でも、受注者が発注者に対するサービスの提供を開始したとき等においては、サービス提供契約が締結されたと判断します。

第13条（成約課金制に係る誓約事項）

1. 本規約および個別規程の定めに従い受注者の皆様に適正な対価をお支払いいただくことで、当会は本プラットフォームを会員の皆様に提供し、また、より良いサービスとなるよう発展させることができます。このような目的の実現のため、発注者および受注者は、以下の各項に従うものとします。
 2. サービス提供契約が締結された時点で、当会所定の方法により、遅滞なく当会にその旨および当該サービス提供契約に定める支払い料金を報告するものとします。また、当該報告の後で支払い料金が理由のいかんを問わず変更された場合、発注者および受注者は、直ちに、変更後の支払い料金を当会に対して当会所定の方法により報告するものとします。
 3. 当会は、支払い料金を自ら確認するため発注者および受注者に対してサービス提供契約その他の資料の開示を求め、また発注者および受注者その他第三者に対してサービス提供契約に関する照会を行うことができます。かかる要求または照会を受けた場合、発注者および受注者は、当会による要求および照会に応じるものとします。
 4. 発注者および受注者は、次のいずれかに該当する行為または該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
 - A. 第2項に違反し、同項に定める報告を遅滞し、または虚偽もしくは不正確な報告を行うこと
 - B. 受注者向け個別規程 第10条（成約課金制サービスに係る支払い）第1項から第3項および第5項から第8項の各項に違反する行為
 5. 発注者および受注者は、以下の各号に定める行為に関する申込み、提案および勧誘（以下「申込み等」といいます。）を行わず、受注者または発注者から申込み等を受けた場合は、これを即時に拒絶し、また、申込み等を受けたときから7日以内に当会に報告するものとします。
 - A. 成約課金制が適用となるサービスを利用することによりサービス提供契約締結に至った受注者または発注者が、その後当会所定の方法によりその旨を報告することなく、受注者から発注者に対するサービスの提供に関する契約を締結し、当該サービスを提供し、もしくはその提供を受け、または当該サービスの提供の対価を支払いもしくはその支払いを受ける行為
 - B. 成約課金制が適用となるサービスの発注者が依頼を行った後3年以内に、本プラットフォームを利用せずまたは本規約および個別規程の定め違反して、当該発注者と受注者の間で当該依頼に係るサービスと同一または類似するサービスに関してサービス提供契約を締結し、当該サービスを提供し、もしくはその提供を受け、または当該サービスの提供の対価を支払いもしくはその支払いを受ける行為
 6. 受発注者は、原則として本サイト内でやりとりをする義務を負うものとします。本サイト外でやりとりする行為、またはやりとりを誘導する行為を行ってはなりません。ただし、当会が認め、業務遂行に不可欠な情報の交換等を目的として行う場合はこの限りではありません。本サイト外でのやりとりへの誘導とは、下記を含みます。
 - A. 当会が定める箇所以外での電話番号・メールアドレス・SNS ID・ホームページURL・住所等連絡先の開示
 - B. 氏名・事業者名等での検索を促す行為
 - C. その他本サイト外でのやりとりを目的とした行為
 7. 受注者が、第5項各号に定める行為を行ったと当会が判断した場合、もしくは第6項に反すると当会が判断した場合は、当該違反に係るサービス提供契約に定める報酬総額（実際に支払いを受けた額がこれより大きい場合は当該実際に支払いを受けた額）に加え、案件数に応じて1つの案件ごとに100万円（税込）を違約金として当会に対し支払うものとし、また、当会は発注者・受注者双方に対し、当会が必要と判断する措置をとることができるものとします。必要と判断する措置は、退会処置・受注者への案件紹介の停止等を含みますが、これらに限りません。なお、この規定は、別途この違約金を超える額の当会が被った損害の賠償請求を妨げるものではありません。
 8. 発注者が、第5項各号に定める行為を行ったと当会が判断した場合、もしくは第6項に反すると当会が判断した場合は、当該違反に係るサービス提供契約に定めるサービスの提供の対価の額（実際に支払った額がこれより大きい場合は当該実際に支払った額）に加え、案件数に応じて1つの案件ごとに10万円（税込）を違約金として当会に対し支払うものとし、また、当会は発注者・受注者双方に対し当会が必要と判断する措置をとることができるものとします。必要と判断する措置は、退会処置・受注者への案件紹介の停止等を含みますが、これらに限りません。なお、この規定は、別途この違約金を超える額の当会が被った損害の賠償請求を妨げるものではありません。
- 第5項の規定は、会員の退会後も3年間有効に存続するものとし、第2項から本項の規定は、会員の退会後も有効に存続するものとします

第14条（口コミの信頼性や、投稿内容の修正・削除について）

1. 発注者が受注者からサービスの提供を受けた場合、当該受注者およびそのサービスに関する情報（以下「口コミ」といいます。）を本サイトに投稿することができます。これらの口コミは本サイトを通じてユーザーに公開されますので、ご了承ください。この口コミの仕組みは、受注者の信用性を担保し向上するための手段として導入されています。
2. 当会は、ユーザーによって投稿された口コミについて、その正確性・速報性・合法性・完全性・有用性等を保証しません。ユーザーは、自己の責任によって他のユーザーの口コミを閲覧し、参考としてください。
3. 当会は、誤字・脱字を含む可能性のある口コミについては本来の趣旨を損なわない範囲で該当箇所の修正を行うことがあります。また、ユーザーが口コミを投稿する場合は、下記の各号に該当し、または該当する可能性のある口コミの投稿およびそれを誘発する可能性のある口コミの投稿は行ってはならないものとし、当会は、これらの投稿を予告なく削除することができます。またユーザーは、本項が当会の監視義務を定めるものではないことを了承するものとします。

- A. 既に投稿済みの内容と過度に類似する口コミ
 - B. 本プラットフォームの趣旨と関係のない口コミ
 - C. 有害なプログラム・スクリプトの類を含む口コミ
 - D. 他者の権利や利益を侵害する投稿、またはその恐れがある口コミ
 - E. 他者を誹謗中傷する口コミ
 - F. 読者の心情を不合理に害し、または不快感を与える内容を含む口コミ
 - G. 虚偽または不正確（当会による聞き込みの結果、ユーザーの思い込みだったと判断した場合も含む）な内容を含む口コミ
 - H. 特定の事業者の評判を毀損する投稿、または信用不安を引き起こす恐れのある口コミ
 - I. 犯罪行為に結びつく、あるいは誘発または助長する口コミ
 - J. 法令や公序良俗に反する口コミ
 - K. 差別的、攻撃的、暴力的、性的もしくは反社会的な内容を含む等倫理的観点から問題がある口コミ
 - L. 重大な危険行為に結びつく、あるいは助長する口コミ
 - M. 物品やサービスの売買・譲渡を持ちかける口コミ
 - N. 本プラットフォームの運営を妨げる口コミ
 - O. 外部のサイト、書籍、雑誌、広告等の媒体から許可なく転用した内容を含む口コミ
 - P. 公的機関または専門家（国、地方公共団体、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律のガイドラインに規定された信頼性確認団体、インターネット、ホットライン、弁護士等）から、違法性、公序良俗違反または他人の権利を侵害する等の指摘を受けた口コミ
 - Q. その他、当会が不適当と判断した口コミ
4. 当会は、口コミの投稿を行ったユーザー本人その他の第三者から依頼があった場合であっても、削除の義務を負うものではありません。
5. 当会は、ユーザーの利便性を高める目的で、事前の通知なく、口コミのジャンルやタグの分類を修正または追加することがあります。

第15条（保存データの利用）

ユーザーは、本プラットフォームの運用、改良、障害対応およびメンテナンス等に必要な範囲内で、当会が本サーバに保存されているユーザーの保存データにアクセスし、別途定めるプライバシーポリシーに基づき使用することをあらかじめ許諾します。

第16条（業務委託）

当会は、本プラットフォームの運用、改良、障害対応およびメンテナンス等の業務を、当会が慎重に選定する第三者に委託する場合があります。この場合、当該業務委託に必要な範囲内で、当該業務委託先がユーザーの保存データにアクセスし、使用等する場合がありますことをユーザーはあらかじめ許諾します。

第17条（データの消失または毀損）

1. 当会は、本サーバに保存されたユーザーの保存データが消失または毀損しないよう、その保護に努めるものとし、本プラットフォームの障害等により保存データが消失または毀損した場合には、技術上または運営上可能な範囲で当該消失または毀損した保存データの復旧措置を行います。
2. 前項の規定は、ユーザーの保存データの完全性および保存性等を保証するものではありません。

第18条（サービスの停止・変更・廃止）

1. 当会は、本サイトにお知らせとして掲載する等して事前にユーザーに通知をした上で、随時本プラットフォームを一時停止し、関連するシステムおよび本サーバのメンテナンス等を行う場合があります。
2. 当会は、次のいずれかに該当する事態が生じた場合、ユーザーに事前通知をせずに本プラットフォームを一時停止することがあります。
 - A. 本サーバまたはサーバ設置データセンターにおいて突発的な障害等が発生した場合
 - B. 本サイトを緊急に更新等する必要がある場合
 - C. 通常のウィルス対策では防止できないウィルスによる被害および火災、停電、天災地変等の不可抗力により本プラットフォームの運営が困難または不可能となる場合
 - D. 法令等に基づく措置により一時的な停止が必要となった場合
 - E. その他不測の事態の発生または技術上もしくは運営上の理由等により、本プラットフォームの運営が困難または不可能となる場合
3. 当会は、やむを得ない場合には、本サイトに掲載する等してユーザーに通知をしたうえで、本プラットフォームの一部または全部を廃止することができるものとします。
4. 当会が事前の通知をすることなく本プラットフォームの機能を変更もしくは追加し、または本プラットフォームの利用に新たな制約を設けることがあることをユーザーは了承するものとします。

第19条（退会等）

1. 会員は、当会が別途定めるところに従い退会手続を行うことで退会することができるものとします。本条4項に定める情報を除き、退会と同時に会員情報は削除されます。ただし、退会する会員が受注者であり、発注者に対する対応が完了していない等の場合、退会が認められない場合があります。
2. 当会は、会員が次のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると判断する場合、当会の裁量により、当該会員に対する事前通知を要することなく(①)直ちに当該会員を退会させ、(②)本プラットフォームの利用を恒久的にもしくは一時的に停止し、または(③)既に行われた依頼や依頼に対する見積もり提案を削除し、新たな依頼や依頼に対する見積もり提案をできないようにすることができるとします。
 - A. 会員が総則第7条（誓約事項）第1項の規定に違反した場合
 - B. 会員登録後に、総則第8条（会員登録）第3項各号に定める事項のいずれかに会員登録時点において該当していたことが判明した場合または会員登録後において該当したことが判明した場合
 - C. 会員が総則第13条（成約課金制に係る誓約事項）または事業者向け共通ガイドラインに違反した場合
 - D. 会員が本規約に定める義務または表明および保証に違反した場合
 - E. 会員について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続開始の申立てがなされた場合、またはなされるおそれがある場合
 - F. 会員が弁済能力を欠きまたはその欠きとなるおそれがある場合
 - G. その他会員の不正な行為、または当会が不適切と判断する行為等があり、当会が当該会員を退会させることが適当と判断した場合
3. 前項の定めに従ってなされた当会の処分に関する質問、苦情は一切受け付けておりません。また、かかる処分により会員が損害または不利益を被ったとしても、当会は一切の責任を負わないものとします。
4. 第1項および第2項に基づき会員が自ら退会手続をして退会、または当会により退会させられた後も、利用目的や問い合わせ対応に必要な範囲で、当会は当該会員に関する個人情報等を保有し、当会プライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

第20条（問い合わせ対応）

ユーザーは、本規約に別段の定めがある場合を除き、当会への連絡を本サイトに掲載する問い合わせ用電子メールアドレス宛に電子メールを送信することにより行うものとします。当会は電話による連絡および来訪は受け付けておりません。

第21条（免責事項）

1. 本条は、当会の責任の一部または全部免除することを定めています。この責任の一部または全部の免除は、ユーザーに健全かつ持続可能な形で、将来にわたって本プラットフォームを利用していただくことを目的としています。
2. 総則第2条（当会の位置づけ）のとおり、当会はプラットフォームの提供者にすぎません。そのため、ユーザーは、当会が、受注者が発注者に提供するサービスの内容や安全性を管理・監督したり、発注者と受注者の間の取引に起因または関連して生ずる損害等を補償し、また発注者と受注者の間で発生したトラブルを解決する義務を負わないこと、および本サイトにおいてユーザーに提供される情報の正確性、適法性、有用性、安全性等を保証することができないことを了承するものとします。ユーザーが、本プラットフォームを利用するに際して、他のユーザーその他第三者に対して損害等を生じさせ、その他トラブルを生じさせた場合には、ユーザー自身の責任と費用においてこれを解決するものとします。
3. 当会は、本プラットフォームの品質および機能に関して、技術上または商業上、その完全性、正確性、有用性および適法性等につき一切の保証をするものではなく、また本プラットフォームに一切の瑕疵がないことおよび障害が発生しないことを保証するものではありません。
4. 当会は、あらゆるPC端末、スマートフォン端末、タブレット端末またはその他の携帯端末ならびにそれら端末のOS、ウェブブラウザのあらゆる種類およびバージョンにおいて本サイトが正常に動作することを保証するものではなく、またそのような保証をするための動作検証および改良対応等を行う義務を負うものではありません。
5. 当会は、本プラットフォームの利用に起因または関連してユーザーに発生した損害等につき、一切責任を負いません。この、当会が責任を負わない損害等は以下の通りです。
 - A. 受注者から発注者へのサービスの提供に起因または関連して発注者または受注者に発生した損害等
 - B. 本プラットフォームに発生した不具合等に起因または関連して本プラットフォームが一時的ないし恒久的に利用できないことにより引き起こされた損害等
 - C. 本サイトに掲載されたコンテンツが真実性、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性を欠くことに起因または関連して生じた損害等
 - D. 総則第19条（退会等）第2項に基づく退会等の処分に起因または関連して生じた損害等
 - E. 本プラットフォームにおいて発生したデータの破損・消失等に起因または関連して引き起こされた損害等
 - F. 本プラットフォームへの不正アクセスに起因または関連して生じた損害等
 - G. 本規約の変更起因または関連してユーザーに生じた損害等
 - H. その他一切の損害等

6. 当社が自発的に、または消費者契約法その他の法令の定めもしくは裁判所の判決等に基づきユーザーに対する損害賠償を行う場合であっても、当社がユーザー1名に対して負担する責任の額は1件当たり10,000円を超えないものとします。ただし、当社は、いかなる場合であっても、本プラットフォームに関して天災地変等の不可抗力を含む当社の責に帰すことのできない事由から生じた損害および予見の有無を問わず、特別の事情から生じた損害ならびに間接的損害、派生的損害、逸失利益、データの滅失、業務の中断等につき一切責任を負わないものとします。

第22条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、ユーザーの個人情報やプライバシーを大切に扱うよう努めます。当社は、本プラットフォームに関してユーザーから取得した個人情報については、別途定めるプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。

2. ユーザーは、本プラットフォームを通じて他のユーザーから個人情報、その他の他のユーザーに関する情報を取得することがあります。これらの情報は、この他のユーザーにとって非常に重要かつセンシティブなものである可能性があります。そのため、ユーザーは、本プラットフォームを通じて他のユーザーから取得した個人情報、その他の情報を、第三者（業務委託する協力事業者は含みません）に対して開示または提供せず、また本プラットフォームの利用に必要な範囲を超えてこれを利用しないようにしてください。

第23条（チャット機能の提供）

1. 当社は、発注者および受注者が本プラットフォームに関連して利用することができるチャット機能を提供します。

2. 当社は、ユーザーの皆様による本プラットフォームの利用状況、または本利用規約の遵守状況を確認するため、前項に定めるチャット機能を利用して発注者および受注者の間でやりとりされたメッセージの内容を必要な範囲で閲覧することができるものとします。また、当社は、メッセージの内容が本規約に抵触すると判断した場合には、ユーザーに対する事前の通知なしに、当該メッセージの内容を削除・修正したり、または当該ユーザーもしくは他のユーザーが当該メッセージの内容を閲覧できないようにすることができるとします。

第24条（ユーザーの損害賠償義務）

本プラットフォームの利用に関して、ユーザーが本規約に定める義務または表明および保証に違反したこと、またはユーザーの責に帰すべき事由に起因または関連して、当社またはその他の第三者が損害を被った場合、当該ユーザーは自身の責任と負担により当該損害を賠償するものとします。

第25条（遅延損害金）

会員が本規約および個別規程に定める成約手数料、違約金、その他の金銭債務の支払いを遅延した場合には、その支払い日の翌日から完済に至るまで年利14.6%の割合による遅延損害金を、当社に対し支払うものとします。

第26条（通知）

1. 当社は、本プラットフォームに関する案内および情報等を、その内容に応じて当社が選択する次のいずれかによる方法で会員に対し通知することがあります。

- A. 本サイトまたはマイページに当社からのお知らせとして掲載
- B. 会員の登録電子メールアドレス宛に電子メールを送信して連絡
- C. 会員の登録SNSまたはLINE宛にメッセージを送信して連絡
- D. 会員の登録電話番号宛に電話を架電して連絡

2. 前項の他、当社及び当社が運用を委託する第三者は、会員による本プラットフォームの利用状況を確認することや本プラットフォームに関するアンケートを行うこと等を目的として、会員に対し連絡をする場合があります。この場合、確認事項等の内容に応じてその会員の登録連絡先（電子メールアドレス、FAX番号、電話番号、LINE、SNS等）のいずれかに連絡します。

3. 前各項の通知および連絡は、前各項いずれかにより掲載または連絡された時点から有効とします。なお、当社が適切に通知を行った場合に、当該通知を会員が確認しなかったこと、または確認できなかったことに起因して発生した損害等について、当社は一切の責任を負うものではありません。

第27条（譲渡禁止）

1. ユーザーは、本規約上の地位、その他本規約上の権利または義務を第三者に譲渡し、ライセンス許諾、その他の方法でこれを利用させ、またはこれらにつき担保権の設定、その他の処分をしてはならないものとします。

2. 当社は、事業譲渡、合併、会社分割を行う場合、その他の合理的な理由がある場合、本規約上の地位、本規約におけるプラットフォームの提供者としての地位その他本規約上の権利または義務を、ユーザーの同意を得ることなく、かつユーザーに通知をすることなく、第三者に対して譲渡することができるものとします。

第28条（紛争の解決）

1. 本規約の条項または本規約に定めのない事項について紛争または疑義等が生じた場合は、信義誠実の原則に基づき協議を行って解決を図るものとします。
2. 本規約の準拠法は日本法とし、本規約から生じる一切の紛争については、紛争の目的価額に応じて名古屋地方裁判所一宮支部または一宮簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

発注者向け個別規程

発注者については、総則のほか、この「発注者向け個別規程」が適用されるものとします。

第1条（依頼）

1. 発注者は、本サイト上の入力フォームを通じて、発注者の氏名、提供を依頼するサービスの内容、サービス提供を依頼する地域、電子メールアドレス等の当会が指定する依頼に必要な情報および電話番号、その他の発注者自ら任意に提供する情報を入力することで、本サイトを通じて受注者に対して見積もりを依頼することができるものとし（以下、かかる見積もりの依頼を「依頼」といいます。）、かかる情報を受注者に提供するように当会に指示するものとします。
2. 依頼は、当該発注者自身が発注者としてサービスの提供を発注することを目的として行うものとし、発注者は第三者（発注者の同居の親族等社会通念上発注者に準じると認められる者または、その物件管理契約及びそれに付随する契約を締結している代理人を除きます。）のために依頼を行わないものとします。また、発注者は異なる複数の案件の依頼を同時にすることができるものとし、同内容または類似すると当会が判断する内容の案件の依頼を同時に複数することはできないものとします。
3. 発注者は、依頼をする際は、真実かつ正確な内容を入力するものとし、発注者が入力した内容に関する一切の責任は当該発注者が負うものとします。また、依頼をする際は、受注者が判断しやすいよう可能な限り明確かつ具体的な内容を入力するものとします。
4. 発注者は、自身の責任に基づき依頼に対し受注者からなされた見積もり提案の内容を検討し、その採用の可否を決定するものとします。発注者の皆様は、見積もり提案を行った受注者との間で、本プラットフォーム上のチャット機能を利用しやりとりを行うことができます。なお、当会はこの検討、受注者とのやりとりおよび採用可否について直接関与いたしません。

第2条（依頼の取り扱いおよび削除）

1. 当会は、発注者が依頼をした後、当該発注者が入力した内容を確認すること等を目的として、当該発注者に対し電話または電子メール等で連絡をする場合があります。この場合、発注者は、当会からの連絡に対して誠実に対応するものとします。
2. 当会は、依頼が次のいずれかに該当する場合、当該依頼をした発注者に事前に通知することなく、当該依頼を削除し、その他当会が適切と判断する措置を講じることができます。
 - A. 前項による当会の連絡に適切に対応して頂けない場合
 - B. 電話または電子メールの情報に誤りがある、または使用不能であることが確認された場合
 - C. 発注者向け個別規程第1条（依頼）第2項にて禁止されている内容に該当し、または該当する可能性があるとして当会が判断する案件
 - D. 総則第7条（誓約事項）第1項の規定に違反する、または違反する可能性があるとして当会が判断する案件、その他当会が不適切と判断する案件
3. 当会は、依頼に関して次の事項を保証するものではなく、次の事項に関して一切の責任を負うものではありません。
 - A. 依頼に対して見積もり提案がなされること
 - B. 依頼に対してなされた見積もり提案が当該依頼をした会員の希望に合うものであること
 - C. 依頼に対してなされた見積もり提案の内容の真実性、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性等

第3条（発注者による支払い）

1. 発注者は、クレジットカード、現金決済、銀行振込のうち、利用サービスごとに設定された支払い方法の中から1つ、受注者への支払い方法を選択できます。
2. クレジットカードを選択した場合、受注者の代理受領者としての当会、または当会の定める決済代行会社に対してクレジットカード情報をご登録いただいた時点で決済を確定、もしくは与信枠を確保いたします。
3. 銀行振込を選択した場合、受注者の代理受領者としての当会、または当会の定める決済代行会社に対してお振込みください。なお、本項に基づく支払いに際して、振込手数料は発注者の負担となります。

4. 現金決済は基本的に、本業務体系の内容から現場での支払いが予想され、支払いの有無の証明が出来ない場合が多くあるため、基本的に禁止しております。必ずお振込みまたはクレジットカードでの支払いをお願いいたします。なお、物理的、身体的に振込やクレジット払いが出来ない場合は、受注者へご相談ください。ただしその場合でも支払った有無について当会は一切責任を持ちません。

5. 発注者が選択した方法による支払いが実行できない場合、当会、または当会の定める決済代行会社は、その裁量により、発注者の事前の承諾を得ることなく、他の方法による支払いを受けることができ、発注者はこれに協力するものとします。また、本項に基づく支払いに際して第三者に対して振込手数料、その他の費用の支払いを要する場合、当該費用は発注者が負担するものとします。

受注者向け個別規程

受注者については、総則のほか、この「受注者向け個別規程」が適用されるものとします。

第1条（用語の定義）

本規約において用いられる用語の意味は次のとおりとします。

○依頼日

発注者が見積依頼を当サイトに登録した日をいいます。

○3社見積り事業者

発注者が成約課金制サービスとして案件を立ち上げると、受注者はその案件に対し立候補することができます。その立候補した受注者の中から発注者は最大3社まで見積り提出・提案提出事業者を指名でき、見積りを提出する権利を得られた受注者（以下「3社見積り事業者」といいます）は見積り可能事業者となります。

○3社見積り事業者立候補期日

発注者が3社見積り事業者を選定するために当サイトに登録した期限日をいいます。

○3社見積り事業者選定期日

受注者における3社見積り事業者立候補受注者から最大3社を選定する期限日をいいます。

○見積り提案可能意思表明期日

発注者より3社見積り事業者に選定された後、見積り提案可能という意味を表明する為に本サイト上で登録する期限日をいいます。選定後、72時間以内となります。

○見積り提案期日

発注者が3社見積り事業者を選定後に当サイトに登録した見積り提案提出の期限日をいいます。

○成約事業者

見積り提案後、発注者から施工を依頼され、サービス成約が締結された受注者をいいます。

○提案選定期日（サービス成約期日）

3社のうち、最後の受注者より提案を受けた後に成約事業者を選定する期限日をいいます。最大2週間までの期間から発注者が選んだ期限日となります。

○施工可能意思表明期日

発注者より成約事業者に選定された後、施工可能という意味を表明する為に本サイト上で登録する期限日をいいます。選定後、72時間以内となります。

○報酬総額

発注者と受注者の間でサービス提供成約が締結した見積り税込額をいいます。

○基準売上高

報酬総額から決済会社における決済手数料を差し引いた金額

○成約手数料

受注者による本プラットフォームの利用の対価として、当会が発注者から受け取る手数料をいいます。受発注者間で発生した基準売上高に当会の定める成約手数料率を乗じ算出し、算出した金額に消費税率を乗じた額とします。

○追加手数料

依頼日から3年以内に発注者と新たな契約に至った場合の手数をいいます。（発注者から紹介された、別の発注者との契約を含みます）。手数料率は成約手数料に準じます。

○一方的キャンセル料

発注者から、3社見積り事業者や成約事業者に選ばれた後に「見積り提案可能意思表明」及び「施工可能意思表明」を指定する期日ま

で本サイト上で登録しなかった場合に受注者が当会へ支払うキャンセル料のことをいいます。

○自動応募方式

発注者が立ち上げた案件に対してあらかじめ設定した条件に応じて、システムで自動的に立候補を行うサービスをいいます。

○残額報酬額

基準売上高から成約手数料を差し引いた当会が受注者に支払う費用をいいます。

第2条（受注者に関する追加的な情報）

1. 受注者は、発注者による閲覧のために、本サイト上に自身のプロフィール、アイコン画像、登録地域、サービス情報や関連写真、資格情報（以下「本プロフィール等」といいます。）等を登録・保存できます。
2. 受注者は、本サイトに掲載されている本プロフィール等の情報（口コミは除きます。）の修正、追加、更新および削除等を、マイページを通じて行うことができます。
3. 受注者は、当会が受注者の集客・受注に貢献するため、本サイト上で受注者が登録した本プロフィール等を公開することをあらかじめ了承するものとします。
4. 当会は、受注者が登録・保存した本プロフィール等について、サービス提供の品質向上、または本利用規約の遵守状況の確認等を目的として、審査を実施し、またこれらの目的に必要な範囲で閲覧することができるものとします。また、当会は、本プロフィール等の内容が本規約に抵触すると判断した場合には、受注者に対する事前の通知なしに、当該プロフィール等の内容を削除・修正したり、または当該受注者もしくは他のユーザーが当該プロフィールの内容を閲覧できないようにすることができるものとします。

第3条（3社見積り事業者）

1. 受注者が当該提案および見積り（以下「見積り提案」といいます。）を行う場合には、まずは3社見積り事業者を選ばなければなりません。受注者は、発注者が立ち上げた案件依頼を閲覧し、依頼をした発注者に対して、3社見積り事業者に選ばれるための立候補をすることができます。なお、この時点では、発注者の詳細情報（連絡先・詳細住所・氏名など）は確認することができませんが、発注者は受注者情報を確認することができます。
2. 3社見積り事業者に選ばれるための立候補は、当該受注者自身がサービスの提供を受注することを目的として行うものとし、出来ない作業に対し立候補する行為や、第三者のために立候補することを禁止しております。ただし、協力事業者等に業務委託する場合はこの限りではありません。
3. 発注者からの依頼に対する受注者による3社見積り事業者立候補は、(①)当該発注者による依頼の登録時から発注者が指定した期日に達した時、または(②)過去1週間以内に本サイトにログインしている受注者10名及び自動応募方式の条件設定登録をしている受注者において、発注者の依頼先住所から直線距離で近い順に10社の合計20社が立候補登録した時のいずれか早い時までの間に限って登録することができます。ただし、当会が異なる取り扱いを認める場合は、この限りではありません。
4. 受注者は、受注者向け個別規程第13条に定める自動応募方式の利用を行うか否か、また自動応募方式を利用しない場合は依頼に対し3社見積り事業者立候補を行うか否かを自身の責任に基づいて検討し、決定するものとします。受注者は、3社見積り事業者立候補を行い、発注者に選ばれた後、発注者との間で本サイト上のチャット機能を利用しやりとりを行うことができます。
5. 3社見積り事業者に選定された後、受注者は案件がどのようなようになったか(承諾、辞退、延長)を報告する義務を要します。そのため、3社見積り事業者選定後は発注者による選定時から72時間以内に見積り提案可能意思表示登録を行ってください。期限までに未登録の場合には、「未連絡業者扱い」となり、当会から受注者へ一方的キャンセル料請求対象となります。この場合の一方的キャンセル料については以下の各号に記載の通りです。また、発注者のご質問等に対して、受注者は、速やかに回答するものとします。一定期間回答がなされなかった場合、本プラットフォームの利用を恒久的にもしくは一時的に停止する等の、当会が適切と判断する措置を講じることができるものとします。なお、当会は発注者による検討および決定ならびに発注者とのやりとりに関与するものではなく、助言等を求められたとしても対応する義務を負うものではありません。

A.3社見積り事業者に選ばれた時間から見積り提案可能意思表示明期日までに未登録の場合の一方的キャンセル料・・・5,500円（税込）

B.一方的キャンセル料は、受注者登録のクレジットカードまたは口座振替から対象日1週間後に自動的に引き落とされます。

第4条（見積り提案）

1. 受注者は、3社見積り事業者に選定した発注者に対して、見積り提案をすることができます。
2. 依頼に対して受注者が行う見積り提案は、当該受注者自身がサービスの提供を受注することを目的として行うものとし、受注者は第三者のために見積り提案をしてはなりません。ただし、協力事業者等に業務委託する場合はこの限りではありませんが、サービス提供者をあらかじめ発注者に対して明示し、また次の各号に定める事項に関する全責任は受注者自身が負うものとします。
 - A. 協力事業者と緊密にコミュニケーションをとり、作業内容を明確にし、業務を円滑に履行すること
 - B. 協力事業者に対して発注者からのクレームがあった場合に対応すること
 - C. 協力事業者による不履行があった場合、協力事業者に代わって履行すること
 - D. その他、発注者と協力事業者との間で発生した一切のトラブルを解決すること

3. 発注者からの依頼に対する受注者による見積もり提案は、当該発注者による3社見積り事業者を選定し、当初登録した見積り提案期日までの間に限って登録することができます。ただし、当会が異なる取り扱いを認める場合は、この限りではありません。なお、発注者は見積り提案期日を変更することができます。

4. 受注者は、依頼に対する見積もり提案を行う際は、真実かつ正確な内容を入力するものとし、受注者が入力した内容に関する一切の責任は当該受注者が負うものとし、また、入力においては発注者が判断しやすいよう可能な限り明確かつ具体的な内容を入力するものとし、また、追加作業の場合や作業内容の変更の場合以外は、一度発注者から提案選定された見積り提案の内容を変更することは出来ませんのでミス等ないように十分注意して本サイトへ登録をお願い致します。

5. 発注者から成約事業者選ばれた後、受注者は案件がどのようなになったか(承諾、辞退、延長)を報告する義務を要します。そのため、成約事業者選定後は発注者による選定時から72時間以内に施工可能意思表示登録を行ってください。期限までに未登録の場合には、「未連絡業者扱い」となり、当会から受注者へ一方的キャンセル料請求対象となります。この場合の一方的キャンセル料については以下の各号に記載の通りです。また、発注者のご質問等に対して、受注者は、速やかに回答するものとし、一定期間回答がなされなかった場合、本プラットフォームの利用を恒久的にもしくは一時的に停止する等の、当会が適切と判断する措置を講じることができるものとし、また、当会は発注者による検討および決定ならびに発注者とのやりとりに関与するものではなく、助言等を求められたとしても対応する義務を負うものではありません。

A. 見積り後に成約業者として選ばれた時間から施工可能意思表示期日までに未登録の場合の一方的キャンセル料・・・33,000円(税)

B. 一方的キャンセル料は、受注者登録のクレジットカードまたは口座振替から対象日1週間後に自動的に引き落とされます。

6. 本プラットフォームに発生した不具合等に起因または関連して、受注者の意図とは異なる見積り提案が行われた場合、受注者においてサービス提供契約成立前に見積り内容を修正するものとし、

第5条 (契約の変更・キャンセル・受発注者間で発生した成約金額の返金)

1. 受注者による施工可能意思表示登録後の受注者によるキャンセルは、発注者からのキャンセル意思を当会が確認出来た場合を除き、原則受け付けません。なお、受注者側からの一方的なキャンセルの場合は、以下の各号に記載の通り、一方的キャンセル料が発生するとともに、本プラットフォームの利用を恒久的にもしくは一時的に停止する等の、当会が適切と判断する措置を講じることができるものとし、

A. 施工可能意思表示後の受注者による一方的キャンセル料・・・サービス提供成約締結に至った報酬総額(税込)

B. 一方的キャンセル料は、受注者登録のクレジットカードまたは口座振替から対象日1週間後に自動的に引き落とされます。

2. 発注者によるキャンセルは、契約成立以降であっても認めます。受注者が発注者とのチャット機能において、キャンセル料の発生条件、料金・料率等を事前に明示していなかった場合、受注者から発注者へのキャンセル料請求は認められません。なお、当会は受発注者間でのキャンセルの発生に対する事実確認、条件設定、キャンセル料の支払い、キャンセル料の請求、その他一切に関与しないものとし、受発注者間で独自にキャンセル料を請求する場合は、見積書提出時等にキャンセルの場合の定めを必ず記載してください。

3. 受発注者間で発生した報酬総額について返金手続きが発生した場合はいかなる場合においても受発注者間で実施するものとし、当会は一切関与しません。

第6条 (本プラットフォーム利用にあたっての受注者の誓約事項)

1. 本規約および個別規程の定めに従い受注者の皆様に適正な対価をお支払いいただくことで、当会は本プラットフォームを会員の皆様に提供し、また、より良いサービスとなるよう発展させることができます。このような目的の実現のため、受注者は、以下の各号に定める行為を行ってはなりません。

A. 本プラットフォーム上で見積もり提案を行うことなく、当サイト内で知り得た情報を元に当サイト外で直接発注者に連絡し、また発注を受けること

B. 本プラットフォームのコンテンツとして、当会が定める箇所以外で電話番号・メールアドレス・SNS ID・LINE ID・ホームページURL・住所等連絡先を開示すること

C. 見積もり提案の際、また本プラットフォーム上のコンテンツや発注者とのあらゆるコミュニケーションにおいて、当会に支払う手数料に言及すること

D. 総則 第7条 (誓約事項) 第1項の規定に違反するまたは違反する可能性があるとして当会が判断する行為、その他当会が不適切と判断する行為

E. 総則 第13条 (成約課金制に係る誓約事項) にて禁止されている内容に該当し、または該当する可能性があるとして当会が判断する行為、その他当会が不適切と判断する行為

2. 当会は、受注者が前項のいずれかに該当する場合、もしくは受注者のサービス提供品質に対して発注者からのクレームが重なった場合、受発注者間に発生したトラブルが解決されない場合等、当該受注者による本プラットフォームの利用を当会が不適切と判断した場合、当該受注者に事前に通知することなく(①)直ちに当該受注者を退会させ、(②)本プラットフォームの利用を恒久的にもしくは一時的に停止し、(③)自動応募方式の利用を停止し、(④)既に行われた見積もり提案を削除し、新たな依頼に対する見積もり提案をできないようにし、その他当会が適切と判断する措置を講じることができるものとし、

第7条（見積もり提案に対する当会の責任等）

1. 当会は、依頼に対する見積り提案が次のいずれかに該当する場合、当該見積り提案を行った受注者に確認を取ることなく、当該見積り提案を削除し、またはその他当会が適切と判断する措置を講じる場合があります。
 - A. 受注者向け個別規程第4条（見積り提案）第2項にて禁止されている内容に該当し、または該当する可能性があるとして当会が判断する
 - B. 総則第7条（誓約事項）第1項の規定に違反し、または違反する可能性があるとして当会が判断する見積り提案
 - C. その他当会が不適切と判断する見積り提案
2. 当会は、依頼に対する見積り提案に関して次の事項を保証するものではなく、次の事項に関して一切の責任を負うものではありません。
 - A. 発注者により、見積り提案が採用されること
 - B. 依頼の内容の真実性、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性等
 - C. 本プラットフォームに発生した不具合等に起因または関連して、受注者の意図とは異なる見積り提案が行われ、当該提案に基づき契約成立となること

第8条（成約課金制）

1. 発注者に対し成約課金制対象のサービスを提供する受注者は、以下の各号に定める情報（以下「支払い情報」といいます。）を当会所定の方法に従い、事前に登録することが必要となります。
 - A. クレジット支払いに利用するクレジットカードに関する名義人名、有効期限、カード番号およびセキュリティコード
 - B. 口座振替に利用する金融機関口座に関する金融機関名、支店名、口座名義人名、口座番号
2. 受注者は、成約課金制対象のサービスについてサービス提供契約の締結に至ったとき（受注者が発注者に対するサービスの提供を開始したとき、発注者が受注者にチャット等で申込ととれる内容を送信した時等、サービス提供契約が締結されたとして当会が合理的に判断したときを含みます。）は、本条の定めに従い、成約手数料として、受発注者間で締結した報酬額に「事業者向け共通ガイドライン」に定める成約手数料率を乗じて算出した額、並びにこれに消費税および地方消費税相当額を加算した費用を当会は受け取るものとします。
3. 前項に定める成約手数料率は、メールまたは本サイト上の告知等の手段により、事前に受注者に通知をした上で、当会が自由に変更することができるものとし、前項に定める成約手数料の算出に際しては、当該成約手数料に係るサービス提供契約の締結時点における成約手数料率が適用されるものとします。
4. サービス提供契約の締結後、発注者と受注者の間の合意、その他理由のいかんを問わず報酬総額が減額された場合には、成約手数料も減額いたします。また、発注者と受注者の間の合意、その他理由のいかんを問わず報酬総額が増額された場合、受注者が当会に対して支払うべき成約手数料は、当該増額後の報酬総額に基づき、本条第3項に従い算出された料金に増額され、受注者向け個別規程第10条（成約課金制サービスに係る支払い）に定める方法で支払うものとします。ただし報酬総額が想定を下回り、当該報酬額に関する証拠類の提示があった場合、当会は、その裁量により、成約手数料の支払いを猶予し、または既に支払われた成約手数料を一部返還する場合があります。
5. 第3項に定める成約手数料の支払い義務は、サービス提供契約の締結により発生し、発注者が報酬総額の一部または全部の支払いを行わない場合や、発注者と受注者の間の合意によりサービス提供契約が解除等された場合でも、受注者から当会に対するこの成約手数料の支払い義務は消滅せず、また、当会は既に受領した成約手数料の返還義務を負わないものとします。ただし、(①)サービス提供契約に定めるサービスの提供前に発注者の求めに応じて受注者が当該サービス提供契約の解除等に応じたこと、または(②)発注者から受注者に対する報酬総額の支払い義務の発生後に受注者が継続的に督促をしているにもかかわらず、発注者が当該報酬総額の支払いを行わずに一定期間が経過したこと、のいずれかを、当会が本プラットフォーム上の本サイトまたはチャット機能を利用した発注者と受注者の間のやりとりに基づき確認した場合、当会は、その裁量により、成約手数料の支払いを猶予し、または既に支払われた成約手数料を返還する場合があります。

第9条（成約手数料の算定基礎となる報酬総額と基準売上高）

1. 成約手数料の算定基礎となる本件契約の報酬総額は、契約日から1年以内に発注者が報酬総額として支払う一切の金額とし、この金額には消費税および地方消費税、出張費、交通費、材料費、機器代金、資材費、その他の実費を含みますが、法定費用や印紙代等行政庁へ支払う費用、自動車損害賠償責任保険は含まれません。
2. 受注者は、依頼日から3年以内に発注者と新たな契約に至った場合はそのすべてを契約成立から7日以内に報告し、成約手数料を支払う義務を負うものとします。期限を過ぎた場合は総則第13条（成約課金制に係る誓約事項）第7項、第8項の通り、違約金の対象となります。
3. 当会が受注者へ支払う成約手数料率に基づき算出される受注者への残額報酬額は、当月1日から当月末日までの期間に受注者が役務提供を行った報酬総額を基準として計算されますが、発注者が選択する決済手段において、当会が決済代行会社へ決済手数料を支払う必要がある場合には、その決済手数料を差し引いた基準売上高を成約手数料の算定基礎となる報酬総額とします。なお、決済代行会社への決済手数料は決済サービスごとに当会があらかじめ取り決め、受注者への報告なしでいつでもその利率を変更することができます。

4.報酬総額及び基準売上高は、施工完了日を基準日として、当月1日から当月末日までの期間について計算、集計されます。ただし、その施工完了案件としての計上は発注者からの入金の有無に関わらず計上しますが、当会から受注者への残額報酬額の支払いは発注者からの入金が入金次項記載の締め日までにある場合に限り、入金がない場合は次月以降に持ち越されます。

5.報酬総額及び基準売上高、残額報酬額の支払いは、計算対象となる月の翌月20日（以下「締め日」といいます）に確定します。受注者は、締め日までの間、売上の変更または取消を本サイト上に登録することができ、受注者がこの登録をしたときは、当該変更または取消は報酬総額及び基準売上高に反映されます。受注者は、締め日の翌日以降は、報酬総額を変更することができません。

6.受注者が受注者退会した場合であっても、報酬総額及び基準売上高の締め日は、計算対象となる月の翌月20日となります。ただしこの場合、受注者は退会日の翌日以降は、報酬総額及び基準売上高を変更することができません。

7.基準売上高は、本サイト等のデータをもとに、当会が算定するものとします。受注者は、毎月20日時点までに、当会所定の方法により該当月の基準売上高を確認し、その内容に異議がある場合には、当会に対しこれを通知していただきます。受注者がこの通知をせず当会所定の期限が経過した場合には、基準売上高は、当会算定の数値で確定します。

8.受注者は当会に対し、締め日までに報酬総額または基準売上高により計算された対象月の残額報酬額を請求するものとし、当会は受注者に対し、該当月の翌月末日（土日祝の場合は次の営業日）までに、銀行振込によりこれを支払います。なお、この場合の振込手数料は受注者負担となります。

9.発注者から支払いが滞った場合において、受注者が積極的に回収する立場にあり、当会は一切の責任を持ちません。

第10条（成約課金制サービスに係る支払い）

1.本プラットフォームの利用は、受注者は、当会または当会の定める決済代行会社に対して、発注者からの報酬総額の支払いを代理受領する権限を与えるものとします。この場合、受注者は発注者から直接報酬総額の支払いを受けないものとし、発注者は受注者に対して直接報酬総額を支払わないものとします。本項に定める発注者から当会、または当会の定める決済代行会社に対する代理受領権限の付与は撤回することができないものとし、また、本項に基づき当会、または当会の定める決済代行会社が発注者から報酬総額の全額の支払いを受けたときは、発注者から受注者に対する報酬総額の支払い義務は消滅するものとします。

2.前項に基づき、受注者は、発注者から直接報酬総額の支払いを受けることは禁止となります。直接支払いを受けた場合は、いかなる理由があっても違反対象となり、総則第13条（成約課金制に係る誓約事項）第7項の通り、当会は受注者に対し違約金を請求する場合があります。ただし、物理的、身体的に発注者が直接現金手渡しの支払方法しか行えない場合は、報酬総額を受け取る前に当会本部まで必ずご相談ください。その場合は当会まで発注者の代理として一旦報酬総額全額を振込いただきます。

3.施工が完了しましたら発注者が選んだ決済方法にて当会で報酬総額の請求手続きを開始します。受注者は速やかに本サイト上で施工完了報告をお願いします。施工完了報告登録後、発注者が当会へ報酬総額の支払いを行ったタイミングを起点（施工完了日が未締め該当月に該当）に、成約手数料計算率に基づいた集計をし、該当月内案件すべてを一括計上し、月末締め翌月末払いにて報酬総額から決済代行会社による決済手数料を差し引いた基準売上高に対し、さらに基準売上高から成約手数料を差し引いた残額報酬額を受注者に月内全案件分まとめてお振込します。なお、施工完了報告の登録が遅れた場合や発注者からの支払いが遅れた場合は、残額報酬額のお支払いが次月以降になります。また、料金の回収は受注者自身で管理、対応いただく必要があり、発注者から当会へ報酬総額を支払われた時点で当会は受注者へ残額報酬額を支払う義務が発生します。

4.受注者は、当会、または当会の定める決済代行会社が本条第1項に従い受注者の代理受領者として発注者から報酬総額の支払いを受けた場合、当該金額から、当該支払いを受けた時点で本規約に基づき当会、または当会の定める決済代行会社が受注者から支払いを受けることができる成約手数料の額を控除する方法により、当該成約手数料の支払いを受けるものとします。その場合、当会、または当会の定める決済代行会社は、当該成約手数料の額の控除後の残額報酬額を、銀行振込にて、受注者に対して支払うものとします。本項に基づく支払いに際して第三者に対して振込手数料、その他の費用の支払いを要する場合、当該費用は受注者が負担するものとします。

5.受注者は以下の場合において、本条第1項から第4項の各項に定める方法によらず、当会が指定する方法により、成約手数料を支払うものとします。ただし、受注者向け個別規程第8条（成約課金制）第5項および第6項の定めに従い成約手数料の支払い義務が猶予される場合を除きます。なお以下の場合、当会から受注者への報酬支払いは行われません。

A. 契約成立日もしくは施工完了日から20日が経過しても、発注者による支払い情報登録または受注者による所定の操作がなされない場合

B. 当会、または当会の定める決済代行会社が受注者の代理受領者として発注者から報酬総額の支払いを受けることが予定されているにもかかわらず、契約成立日もしくは施工完了日から20日が経過しても発注者による当該報酬総額の支払いがなされない場合。

6.本規約の定めにかかわらず、継続的にサービスの提供の対価の支払い義務が発生する取引に関して発注者が依頼を行った場合の成約課金制の適用については、当会が別途定める規約の条件に従うものとします。

7.本条に基づく支払いに際して第三者に対して振込手数料その他の費用の支払いを要する場合、当該費用は受注者が負担するものとし

8.発注者が本条に定める支払い方法を希望し、発注者が領収書を請求した場合は、受注者が発行するものとします。

第11条（成約課金制サービスにおける追加手数料の支払い義務）

追加料金が受注者間で合意された際には、発注者の承諾がわかる形で遅滞なく当会に報告することとします。発注者が追加料金を承諾した場合、請求する成約手数料は追加料金分増額されます。受注者が、当該報告義務に違反した場合には、総則第13条（成約課金制に係る誓約事項）第7項記載の違約金を当会に対し支払います。なお、この規定は、別途この違約金を超える額の当会が被った損害の賠償請求を妨げるものではありません。

第12条（成約課金制サービスにおける受注者の事業者名開示）

当会を介さない取引の内容が極めて悪質だった場合、もしくは改善の見込みがないと判断された場合、違約金の請求に加え、当会ホームページ等で違反事業者の事業者名を公開します。公開の判断は当会で行い、受注者は一切の異議を申し立てることはできません。

第13条（自動応募方式）

1. 受注者は、本規約の定めに従い、発注者が行った依頼のうち受注者があらかじめ設定した条件に適合するものに対して、自動的に受注者向け個別規程第3条に定める3社見積り事業者立候補が行われる機能（以下「自動応募方式」といいます。）の利用を自由に選択することができます。
2. 受注者は、当該機能の設定後、当会所定の方法により、その利用を任意に停止・再開することができます。発注者の依頼に対して受注者の自動応募がなされ、その後当該発注者が発注者向け個別規程第1条第4項に定める依頼の採用の可否を決定する前に受注者が自動応募方式の利用を停止した場合でも、自動応募によってなされた3社見積り事業者立候補は撤回されませんが、受注者自身の本サイト上での操作、登録により当該立候補を取り消すことができます。
3. 自動応募方式を利用する受注者は、事前に自身で登録した条件を満たす案件に、当会の判断で応募が行われることを承諾するものとします。その結果、発注者から3社見積り事業者選定があった際には契約を行うことを前提に真摯に対応することとします。
4. 自動応募方式の利用にあたっては、当該受注者自身が受注者として見積り提案をすることを目的として行うものとし、受注者は第三者のために自動応募方式設定をしないものとします。ただし、協力事業者等に業務委託する場合はこの限りではありませんが、サービス提供成約に至った場合にはサービス提供者をあらかじめ発注者に対して明示し、また次の各号に定める事項に関する全責任は受注者自身が負うものとします。
 - A. 協力事業者と緊密にコミュニケーションをとり、作業内容を明確にし、業務を円滑に履行すること
 - B. 協力事業者に対して発注者からのクレームがあった場合に対応すること
 - C. 協力事業者による不履行があった場合、協力事業者に代わって履行すること
 - D. その他、発注者と協力事業者との間で発生した一切のトラブルを解決すること
6. 当会は受注者の許可なく、当会基準により3社見積り事業者立候補する案件数を定めることができます。

第14条（自動応募方式設定）

1. 受注者は、自動応募方式を利用する場合、本サイト上の入力フォームを通じて、受注する仕事の条件、発注者に対して送信する応募文章、その他当会の定める条件を設定（かかる設定を、以下「自動応募方式設定」といいます。）するものとします。受注者は、自動応募方式設定が行われた情報を用いて当会が3社見積り事業者立候補するか否かを判断し、3社見積り事業者選定後に発注者に対して当該受注者のために見積り提案を行うこと（以下「自動応募」といいます。）を了承するものとします。また、当会は受注者の許可なく、登録された文章を本来の趣旨を損なわない範囲で変更を加えることができるものとします。
2. 受注者は、自動応募方式設定をする際は、真実かつ正確な内容を入力するものとし、受注者が入力した内容に関する一切の責任は当該受注者が負うものとします。また、自動応募方式設定においては、発注者が判断しやすいよう可能な限り明確かつ具体的な内容を入力するものとします。故意に実勢より少ない金額をアピールし、発注者とのやりとりが始まった後に値上げをする行為は行ってはなりません。
3. 受注者は、当会に登録されている自身のスケジュール情報を常に最新の状態に保つ努力をすることとします。

第15条（自動応募方式設定の取り扱いおよび削除）

1. 当会は、受注者が自動応募方式設定をした後、当該受注者が入力した内容を確認すること等を目的として、当該受注者に対し電話または電子メール等で連絡をする場合があります。この場合、受注者は当会からの連絡に対して誠実に対応するものとします。
2. 当会は、自動応募方式設定が次のいずれかに該当する場合、当該自動応募方式設定をした受注者に事前に通知することなく、当該会員の自動応募方式の利用を停止し、その他当会が適切と判断する措置を講じることができます。
 - A. 前項による当会の連絡に適切に対応して頂けない場合
 - B. 電話または電子メールの情報に誤りがある、または使用不能であることが確認された場合
 - C. 受注者向け個別規程第13条（自動応募方式）第5項にて禁止されている内容に該当し、または該当する可能性があると当会が判断する設定が行われていた場合
3. 当会は、自動応募方式設定に関して次の事項を保証するものではなく、次の事項に関して一切の責任を負うものではありません。

- A. 自動応募がなされた依頼が、当該自動応募設定をした受注者の希望にかなうものであること
- B. 自動応募がなされた依頼の内容の真実性、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法等

第16条（税金の取扱い）

本プラットフォームに関してかかる消費税その他の税金は、受注者の費用と責任でこれを負担および処理するものとし、当会は一切関知しません。

第17条（免責事項）

本プラットフォーム上の提供サービスは全て受注者が自らの責任で登録、作成、行動するものであり、受注者は、提供サービスを提供することが、受注者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否か、および当会が提供サービスを仲介することが、当会に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当会は、その内容に関して、一切責任を負いません。受注者が本プラットフォーム上で提供サービスを作成するにあたっては、作成基準、提供サービスの対価、その他当会が本サイトにおいて定める設定上のルールに従います。

指名型サービスについての個別規程

成約課金制サービスのうち指名型サービスのご利用にあたっては、総則および受発注者向けの各個別規程のほか、この「指名型サービスについての個別規程」が適用されるものとします。

第1条（本規程について）

1. この個別規程（以下「本規程」といいます。）は、一般社団法人ガーデンビジネス協会（以下「当会」といいます。）が提供するインターネットサイト「お庭の達人」および公式アプリ「お庭の達人 Pro」（以下「本サイト」といいます。）の利用者のうち、別途当会が指定する指名型サービスを利用する受注者が遵守すべき事項および利用者と当会との関係を定めます。
2. 指名型サービスの利用者は、本規程の内容を十分理解した上でその内容を遵守することに同意して指名型サービスを利用するものとし、指名型サービスを利用した場合には、当該利用者は本規程を遵守することに同意したものとみなします。
3. 本規程と総則が矛盾抵触する場合は本規程を優先することとし、本規程で定義されていない用語は総則の定義に従うこととします。

第2条（契約の成立）

1. 指名型サービスは発注者が受注者を始めて利用する、レポートするなど含めて単独の受注者に指名する場合に利用され、その利用は、本サイト上で受注者を指名登録することで利用できます。指名型サービスは、このサービスを利用する時点で発注者が指名する受注者に対して契約の意思表示を行う事となり、その発注依頼に対し、受注者が承諾した時点で契約は成立するものとします。なお、発注者が受注者に対して見積り依頼をリクエストすることも、契約の意思表示が行われたものとします。速やかな契約締結のため、受注者は即座に発注者に対して返答し、成立した契約に従い、サービスを提供することとします。
2. 前項にて発注者と受注者の契約が成立すると同時に、受注者は当会に成約手数料を払うことを承諾したものとみなします。
3. 発注者または受注者は、必ず本サイト上で受発注の意思表示を行うものとします。本サイト外で契約成立に至った場合は、契約成立から7日以内に当会に報告する義務を負うものとします。期限を過ぎた場合は総則第13条（成約課金制に係る誓約事項）第7項、第8項の通り、違約金の対象となります。